



島根県報

平成20年 5 月20日 (火)

第 1,984 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(")	1
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	(")	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退	(障 害 者 福 祉 課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任 (2 件)	(農 村 整 備 課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(")	3
換地処分	(")	3
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	4
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用 地 対 策 課)	4

雑 報

平成20年度消防設備士試験の実施	(消 防 防 災 課)	5
------------------	---------------	---

告

示

島根県告示第449号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成20年 5 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
ポブラ薬局	出雲市平田町953番地 2	平成20年 5 月31日
医療法人 飯塚医院	簸川郡斐川町大字直江町1110 - 1	平成20年 3 月31日

島根県告示第450号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 5 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施 術 機 関 の 名 称	所 在 地	指定年月日
順健堂整骨院	松江市菅田町132 - 5	平成20年 4 月23日

島根県告示第451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施 術 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
順健堂整骨院	松江市菅田町132 - 5	平成20年4月23日

島根県告示第452号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定により告示する。

平成20年5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自 立 支 援 医 療 の 種 類	辞 退 年 月 日
名 称	所 在 地		
公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田96番地 1	育成医療 更生医療	平成20年4月1日

島根県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

揖屋干拓地土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

上野 克次 松江市大井町412番地

2 就任年月日

平成20年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

須山 幸夫 松江市朝酌町1200番地

島根県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年 5 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

邑智郡瑞穂土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

北野 正樹 邑智郡邑南町市木260番地
熱田 正博 邑智郡邑南町下亀谷266番地
日野 武信 邑智郡邑南町鱒淵1077番地 4
小笠原博文 邑智郡邑南町上田所1248番地
川北 正松 邑智郡邑南町久喜507番地 1
柘植 正範 邑智郡邑南町原村11番地
伊藤 明 邑智郡邑南町伏谷398番地 2
竹添 弘幸 邑智郡邑南町八色石612番地

監事

植田 利助 邑智郡邑南町市木419番 8 地
實田 讓 邑智郡邑南町和田208番 1 地

2 就任年月日

平成20年 4 月 6 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

北野 正樹 邑智郡邑南町市木260番地
森脇 敏男 邑智郡邑南町鱒淵2125番地 5
住金 昭義 邑智郡邑南町上田所43番地 4
熱田 正博 邑智郡邑南町下亀谷266番地
川北 正松 邑智郡邑南町久喜507番地 1
柘植 正範 邑智郡邑南町原村11番地
伊藤 明 邑智郡邑南町伏谷398番地 2
岸根 喜行 邑智郡邑南町布施461番地

監事

植田 利助 邑智郡邑南町市木419番 8 地
實田 讓 邑智郡邑南町和田208番 1 地

島根県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、揖屋干拓地土地改良区の定款変更を平成20年 5 月12日付けで認可した。

平成20年 5 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成20年 5 月 2 日付けで県営土地改良事業に係る注連川地区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成20年5月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県告示第457号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年5月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ634、イ634内1、イ647内2、イ648、イ1205、イ1206-1からイ1206-5まで、イ1207-1からイ1207-4まで、イ1207-6からイ1207-9まで、イ1208-3、イ1208-4、イ1209-1からイ1209-3まで、イ1210、イ1211-1、イ1211-4からイ1211-7まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第458号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年5月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 起業者の名称

西ノ島町

2 事業の種類

島根鼻公園整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

「島根鼻公園整備事業」（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である西ノ島町は、国庫補助金及び起債により財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、公園整備を通じて浦郷地区周辺の魅力を、より多くの方に知ってもらうことにより、町全体の振興を目的とするもので、島根鼻を起業地として、オートキャンプ場、展望所、隠岐古来の花畑等を整備し、島前内湾が一望でき、釣りなども楽しめる体験型観光の拠点と住民の憩いの場として、町の魅力を発信するものであり、町外からの観光客の誘致はもとより、地元住民の利用も期待できる。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益は、起業地の選定に当たり、土地の造成費がもっとも安価であり、文化財も見られず、貴重動植物の存在も認められない候補地を選定しているところから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益と、イで述べた失われる利益を比較考量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

同町においては、「第4次西ノ島町総合振興計画」（平成15年1月策定）の基幹プロジェクトにおける「島根鼻・浦郷漁港周辺整備」において、隠岐の景観を代表する国賀海岸を背後に有する浦郷漁港周辺を町の顔として、島根鼻を中心に体験型・滞留型の新たな観光メニューを創出し、町内外の人々への憩いの場の提供と、宿泊施設などの受け入れ体制の基盤強化につながるような総合的な環境整備を行って、交流人口の拡大を図ることとしている。

また、同町は地域の活性化のために組織した住民主体の「浦郷漁港周辺整備基本計画策定委員会」（委員長：中浜肇 他委員17名）により、「島根鼻の天然資源を活用した環境・施設整備を行政に望む」という提言を平成16年4月に得ており、本件事業の施行によってそれらの提言等を具体化することにより、人の流れが減少傾向にある浦郷地区の振興に大きく貢献することが期待されることから、早急に施行する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、当該施設建設に必要最小限の範囲内であると認められる。

さらに収用の範囲は恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にとどめられていることから、合理的であると認められる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

西ノ島町役場（地域振興課）

雑

報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定に基づき公示する。

平成20年5月20日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類

- (1) 甲種消防設備士試験
- (2) 乙種消防設備士試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成20年8月24日(日) 午前の試験 8時30分から
午後の試験 12時45分から

(2) 試験の場所

松江市及び浜田市

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部(持参又は郵送のこと。)

(2) 受験願書受付期間

平成20年6月26日から7月10日まで(郵送の場合は、7月10日までの消印のあるもの限り受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円
乙種消防設備士試験 3,400円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、東部・西部県民センター(事務所)、各消防本部

(2) 郵送により請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手を貼った請求者あて先明記の返信用角型2号封筒(A4サイズ)を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

(3) 問合せ先

〒690-8882

松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話0852-27-5819